

京都市告示第519号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産（土地及び家屋）の価格等の全てを登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年3月30日

京都市中京区長 佐伯康介

(中京区役所区民部固定資産税課)